

令和8・9年度

吉岡町が発注する物件の購入及び製造等の
競争入札参加資格審査申請（随時申請）のしおり

【物品・役務】

吉岡町企画財政課財政室契約管財係

1 基本的な事項

吉岡町が発注する物件の購入及び製造等（物品・役務）の入札に参加する者は、入札参加の資格審査を受け、資格を有すると認定された者でなければなりません。

令和8・9年度の吉岡町が発注する物件の購入及び製造等（物品・役務）に関する一般競争入札及び指名競争入札への入札参加資格の認定を希望する者は、この項目に示すところにより申請を行ってください。

(1) 申請できない者

次のいずれかに該当する者は、申請することはできません。

- 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む）の規定に該当する者
- 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当することにより資格を取り消され、資格を付与しないこととされた期間を経過しない者
- 添付資料により納付状況の証明を求める税に未納のある者

(2) 申請の際の注意事項

申請にあたっては、以下に御注意ください。

- 本しおり及び「物品・役務競争入札参加資格審査申請入力の手引き」を熟読の上、入力誤りや添付書類の提出漏れ等がないよう、十分に御注意ください。
- 入札参加資格の認定後に、申請の際のシステムへの虚偽の入力又は添付書類への虚偽の記載が明らかになった場合は、資格を取り消します。
- 吉岡町の申請に際して、「吉岡町小規模工事等契約希望者登録制度」の認定を受けた方が入札参加資格認定となった場合、「吉岡町小規模工事等契約希望者登録」認定は取り消します。

(3) 申請者が法人の場合の注意事項

申請者が法人の場合は、以下に御注意ください。

ア 営業所等のある法人の場合

申請は、法人の単位で行ってください。営業所等の単位での申請は受け付けません。

イ 契約等の権限を営業所等の代理人に委任するとき

競争入札参加資格申請受付システムにより電子申請する際に、所要事項の登録と、書類の提出が必要です。

- ・競争入札参加資格申請受付システムの「営業所情報登録」において、委任先となる営業所、支店等を登録し、さらに、「申請先自治体別営業所選択」において、委任先の状況を登録します。
- ・吉岡町への申請の際は、後述の「個別添付書類」として、「委任状」の提出が必要です。

(4) ぐんま電子入札共同システムについて

ア 群馬県CALS/EC市町村推進協議会について

ぐんま電子入札共同システムは、群馬県と県内12市14町5村4団体で構成する「群馬県CALS/EC市町村推進協議会」（以下「協議会」といいます。）が共同で開発、運用しているシステムです。

申請は、ぐんま電子入札共同システムの一機能である、「競争入札参加資格申請受付システム」を用いて行います。このシステムを使うことで、協議会に参加している複数の団体への入札参加資格審査申請に係る電子申請を、一度に行うことができます。

なお、協議会は、入札参加資格の審査も行っています。

群馬県CALS/EC市町村推進協議会参加団体（令和7年9月時点）				
群馬県	前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市
太田市	沼田市	館林市	渋川市	藤岡市
富岡市	安中市	みどり市	榛東村	吉岡町
下仁田町	甘楽町	中之条町	長野原町	嬭恋村
草津町	高山村	東吾妻町	片品村(注)	昭和村
みなかみ町	玉村町	板倉町	明和町	千代田町
大泉町	邑楽町			
群馬東部水道企業団1		群馬県住宅供給公社2		群馬県建設技術センター3
吾妻環境施設組合4				

(注) 片品村は定期申請（令和8・9年度定期申請）から参加となります。

イ ぐんま電子入札共同システムの利用について

ぐんま電子入札共同システムの利用に際しては、インターネットに接続するためのパソコン及びネットワーク環境が必要となります。申請にあたり、ICカード、ICカードリーダーは不要です。

○推奨するパソコン及びインターネット接続回線の仕様

種別	推奨仕様
パソコン【推奨仕様】	○Windows 11の場合

	CPU : Core Duo 1.6GHz 同等以上 メモリ : 1GB 以上 Webブラウザ : Microsoft Edge (Chromium 版) Google chrome
インターネット接続回線 (インターネットプロバイダ への加入が必要)	専用回線 : 128 kbps ~ ADSL回線 : 1.5Mbps ~ (推奨) 光ファイバ回線 : 10Mbps ~

2 申請受付の概要

(1) 受付期間

申請の受付期間は、次のとおりです。

ぐんま電子入札共同システム（競争入札参加資格申請受付システム）での申請は、令和8年4月1日から可能となり、令和9年9月15日までとなります。なお、システムの稼働は土日祝日を除く9：00から20：00の間となります。

(2) 申請手続と受付期間に係る注意事項

- 必ず、受付期間内に、次ページ以降で説明する「本登録」を完了させ、「共通添付書類」及び「個別添付書類」を提出してください。

(3) 申請の審査

添付書類が到達次第、順次審査を開始します。

(4) 入札参加資格の有効期間

今回の申請により入札参加資格が認定された場合、その有効期間は、次のとおりです。

有効期間：資格認定日から令和10年3月31日まで

(5) 審査結果の通知

入札参加資格の認定通知は、申請時に登録いただいたメールアドレス宛ての電子メール（資格審査結果通知）の送信によって行います。

注1 紙の認定通知は発行しません。

注2 認定内容は、「ぐんま電子入札共同システムポータルサイト」内の「競争入札参加資格申請受付システム」又は「入札情報公開システム」から確認することができます。

(6) 登録情報の公開

入札参加資格が認定された方の登録情報は、「ぐんま電子入札共同システムポータルサイト」内の「入札情報公開システム」で以下の内容を公開しますので、あらかじめ御了承ください。

- ① 本社又は委任先営業所の基本情報
(商号又は名称・法人番号・代表者氏名・郵便番号・所在地・電話番号)
- ② 資格区分・営業品目
- ③ 格付等級 ※吉岡町では、「物品・役務」において格付等級の付与は行っていません。

3 申請から入札参加資格認定までの流れ

(1) 申請に関する注意事項

ア 申請の単位について

申請は、法人（個人）単位で行っていただきます。

営業所等がある法人の場合は、事前に打ち合わせの上、二重申請とならないよう、御注意ください。

イ 競争入札参加資格申請受付システムの利用について

競争入札参加資格申請受付システムを利用する際に、入力誤り等があると、資格が認定されないことがあります。

事前に、別に用意する「物品・役務競争入札参加資格審査申請入力の手引き」を御覧いただき、入力誤り等がないよう、御注意ください。

入力の手引きはこちらです。

(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Application/index.html>)

(2) 申請の流れ

ア 平成20年度から現在までに入札参加資格を認定されていた方

① 該当者

- ・令和6・7年度入札参加資格を認定されていないが、平成20年度から令和5年度までの間において入札参加資格を認定されていた方

② 申請手続

次ページの「(3) 申請手続」の「イ 本登録」から作業を行ってください。

イ 初めて申請する方及び平成19年度以前に入札参加資格を認定されていた方

① 該当者

- ・入札参加資格申請を初めて行う方
- ・平成19年度以前に入札参加資格を認定されていた方

② 申請手続

次ページの「(3) 申請手続」の「ア 予備登録」から作業を行ってください。

(3) 申請手続

ア 予備登録

- ・競争入札参加資格申請受付システムの「予備登録」から、所要事項を登録してください。

こちらのマニュアル(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Manual/index.html>)を参考にしてください。

- ・「予備登録」は、申請業者の方が入力してください。

注1 入力していただいたメールアドレスに「ユーザーID・パスワード通知」メールが送信されます。

イ 本登録

- ・競争入札参加資格申請受付システムの「ログイン」から申請作業を開始してください。
こちらの申請入力の手引き (https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Application/teiki_06.html) を参考にしてください。

・申請の際は、「入札参加資格申請用」の受付番号（上記、ア 予備登録 **注1**のメールに記載されているもの）・ユーザーID・パスワードを使用します。

- ・本登録申請が完了すると、申請時に登録いただいたメールアドレス宛てに、協議会から「申請完了通知・共通（個別）添付書類送付依頼」メールが送信されます。

注1 既にログインをしたことがある方でも、パスワードの有効期限は6カ月となっていますので、有効期限が到来すると、パスワードの変更を求められます。

注2 受付番号・ユーザーID・パスワードが不明な方や紛失した方は、システムの「ID・パスワード再発行依頼」の手続を行ってください。その際、システムに登録済みの受付番号又は業者番号、担当者メールアドレスが必要となります。これらの情報が不明な場合は、「パスワード再発行申立書」を郵送してください。申立書の様式ファイルは下記 URL からダウンロードしてください（郵送先等は、様式に記載されています。）
<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/password-reissue.doc>

ウ 添付書類の郵送

本登録申請が完了したら、添付書類を簡易書留により郵送してください。

注1 添付書類には「共通添付書類」と「個別添付書類」があります。詳細は、「4 添付書類の提出について」を参照してください。

注2 申請内容等に誤りがあった場合などにお問合せをすることがありますので、必ず添付書類の控えを保管しておいてください。

(4) 審査及び受理

協議会は、本登録された内容と添付書類の内容などを審査します。

添付書類に不足がなく、かつ、申請と添付書類の内容に不一致が無い場合は、協議会から「申請受理通知」メールが送信されます。

添付書類の不足や申請と添付書類の内容に不一致があった場合は、申請の受理を保留し、協議会から「修正指示通知」メールが送信されますので、指示に従って、申請内容の修正や、不足する書類の送付等を行ってください。

(5) 入札参加資格の認定

協議会の審査が完了すると、申請データが各団体に送信されます。

各団体で申請内容を確認し、入札参加資格の認定作業を行います。

入札参加資格の認定作業が完了すると、申請先の団体から「資格審査結果通知」メールが送信されます。

注1 紙の認定通知は発行されません。

注2 受付期間内に競争入札参加資格申請受付システムでの本登録及び添付書類の群馬県への到達が完了していない場合、資格は認定されません。

申請から入札参加資格の認定までに、申請時に登録いただいたメールアドレス宛てに以下のメールが送信されます。

	メール名	内容	送信者
①	申請完了通知・共通（個別）添付書類送付依頼	共通添付書類及び個別添付書類の送付をお願いする内容のメールです。	協議会
②	修正指示通知	申請と添付書類の内容に不一致があった場合に送信されます。 ※修正指示がない場合は送信されません。	協議会
③	申請受理通知	申請と添付書類の内容に不一致がなく申請が受理された場合に送信されます。	協議会
④	資格審査結果通知	入札参加資格の審査結果が、令和8年4月1日に送信されます。	申請先の各団体

※認定され名簿登載された場合、申請時に登録いただいたメールアドレス宛てに県から 各種御案内を送付することがありますので御承知ください。

4 添付書類の提出について

添付書類には、共通添付書類と個別添付書類の2種類があり、それぞれ次に示すところにより提出してください。

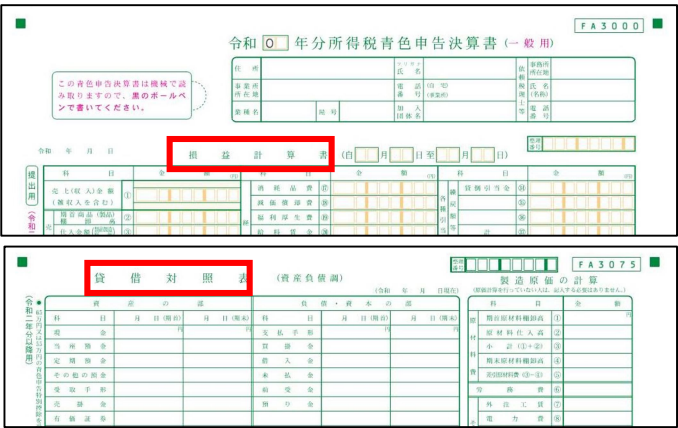

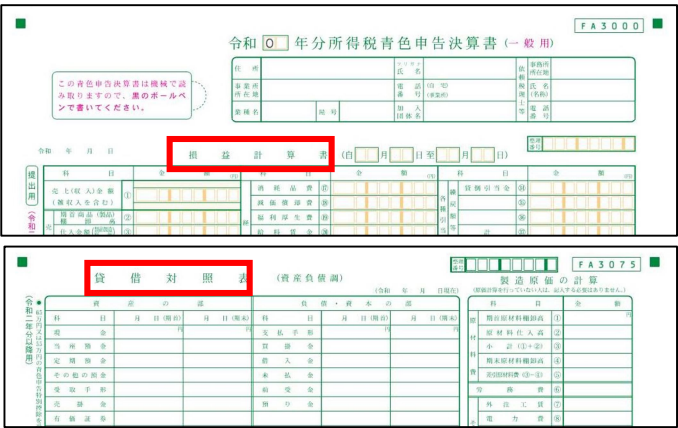

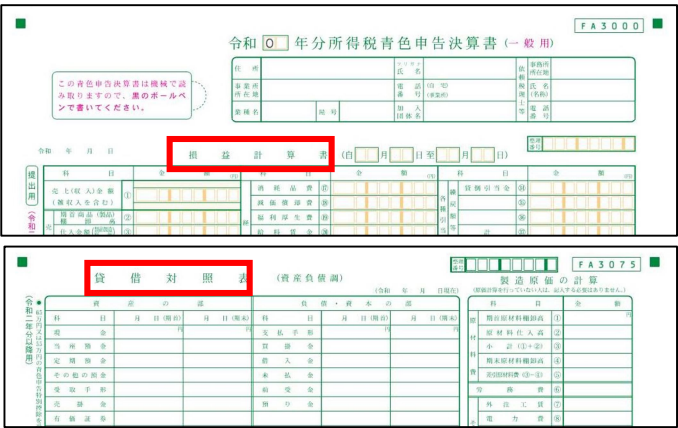

なお、添付書類の詳細は、「5 共通添付書類の詳細」、「6 吉岡町の個別添付書類の詳細」を御覧ください。

	共通添付書類	個別添付書類
概要	各団体が共通で必要とする書類	各団体が個別に必要とする書類
提出部数	1部	
提出時期	本登録完了後	
提出先	〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県県土整備部建設企画課内 群馬県CALS/EC市町村推進協議会	〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560 吉岡町企画財政課財政室契約管財係
提出方法	簡易書留により郵送 ※窓口受付は行っていません。	簡易書留により郵送 ※受領証等の返送は行っていません。
その他	・コピー代、証明書発行料等の添付書類提出に係る経費は、申請者負担です。 ・提出された書類（切手含む）は返却いたしません。	

5 共通添付書類の詳細

共通添付書類は、証明書等の原本以外の全ての書類をA4サイズにし、表紙として「共通添付書類送付票」を、次にその他の書類を以下順番のとおりまとめ、左上一カ所をステープラ等で留めてください（一部の書類については、電子ファイルで作成の上、本登録の際にシステム内の指定の場所に添付してください。）。なお、複数の自治体に申請する場合であっても、各種書類の提出は1部となります。

順番	共通添付書類※	提出者の条件	注意事項																												
1	共通添付書類送付票	全ての方	・競争入札参加資格申請受付システムでの受付完了時に印刷できます。																												
2	納税証明書【国税】	全ての方	・申請日から3ヶ月以内に発行されたもの																												
3	納税証明書【群馬県税】	<p>・群馬県にも同時に申請する方で、以下の区分に「○」がついている方</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">委任先 本社等</td> <td rowspan="2">委任無</td> <td colspan="2">委任有</td> </tr> <tr> <td>県外</td> <td>県内</td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>県外</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </table>	委任先 本社等	委任無	委任有		県外	県内	県内	○	×	○	県外	×	×	○	<p>・申請日から3ヶ月以内に発行されたもの</p> <p>・最寄りの行政県税事務所発行の「第45号の3」様式</p> <p>・課税実績がない場合は、課税実績がないことを照明する納税証明書</p>														
委任先 本社等	委任無	委任有																													
		県外	県内																												
県内	○	×	○																												
県外	×	×	○																												
4	納税証明書【市町村税】	<p>・群馬県CALS／EC市町村推進協議会参加団体（以下「参加団体」といいます。）に同時に申請する場合は、以下の区分（※）に応じた各市町村の納税証明書を提出してください（群馬県のみ申請する場合は、不要です。）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">委任等に関する条件</th> <th>委任先</th> <th colspan="2">委任有</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">本社等の所在地</td> <td rowspan="2">無</td> <td colspan="2">委任先が本社等とは別の市町村に所在</td> </tr> <tr> <td>委任先所在地が参加団体</td> <td>委任先所在地が非参加団体</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県内</td> <td>参加団体市町村</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>非参加団体市町村</td> <td>不要</td> <td>2</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td colspan="2">県外</td> <td>不要</td> <td>2</td> <td>不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：本社所在市町村の納税証明書のみ必要 2：委任先所在市町村の納税証明書のみ必要 3：本社所在市町村、委任先所在市町村それぞれの納税証明書が必要</p> <p>・申請日から3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。</p> <p>・市町村で市町村税の完納証明書が発行できない場合は、以下の税目において滞納がないことを照明する納税証明書を直近1カ年分提出してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>法人</td> <td>固定資産税、市町村県民税（特別徴収分）、軽自動車税、法人市町村民税</td> </tr> </table>	委任等に関する条件		委任先	委任有		本社等の所在地		無	委任先が本社等とは別の市町村に所在		委任先所在地が参加団体	委任先所在地が非参加団体	県内	参加団体市町村	1	3	1	非参加団体市町村	不要	2	不要	県外		不要	2	不要	法人	固定資産税、市町村県民税（特別徴収分）、軽自動車税、法人市町村民税	
委任等に関する条件		委任先	委任有																												
本社等の所在地		無	委任先が本社等とは別の市町村に所在																												
			委任先所在地が参加団体	委任先所在地が非参加団体																											
県内	参加団体市町村	1	3	1																											
	非参加団体市町村	不要	2	不要																											
県外		不要	2	不要																											
法人	固定資産税、市町村県民税（特別徴収分）、軽自動車税、法人市町村民税																														

		<p>個人 固定資産税、市町村県民税、軽自動車税、国民健康保険税</p> <p>・課税実績がない場合は、課税実績がないことを照明する納税証明書を提出してください。</p>										
5	登記事項証明書	<p>法人の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日から3ヶ月以内に発行されたもの ・法務局発行の「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」 										
6	身分証明書	<p>個人の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日から3ヶ月以内に発行されたもの ・本籍のある市区町村発行の「身分証明書」 										
7	直近の決算に係る直近2ヵ年分の財務諸表	<p>・法人の方</p> <p>・直近2ヵ年度分の申請者が自ら作成している、貸借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計算書</p> <p>・貸借対照表の固定資産欄において減価償却費の内訳が記載されていない場合は、減価償却費の内訳が分かる書類（減価償却費計算書等）を添付</p> <p>・例外について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>例外の条件</th> <th>提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益法人、NPO法人、社会福祉法人、組合等</td> <td>先述の書類に準ずる書類</td> </tr> <tr> <td>連結決算を行っている法人</td> <td>単独決算の財務諸表</td> </tr> <tr> <td>2期目の決算をしていない法人</td> <td>1期目の財務諸表</td> </tr> <tr> <td>営業期間が1年未満で決算をしていない法人</td> <td>不要</td> </tr> </tbody> </table>	例外の条件	提出書類	公益法人、NPO法人、社会福祉法人、組合等	先述の書類に準ずる書類	連結決算を行っている法人	単独決算の財務諸表	2期目の決算をしていない法人	1期目の財務諸表	営業期間が1年未満で決算をしていない法人	不要
例外の条件	提出書類											
公益法人、NPO法人、社会福祉法人、組合等	先述の書類に準ずる書類											
連結決算を行っている法人	単独決算の財務諸表											
2期目の決算をしていない法人	1期目の財務諸表											
営業期間が1年未満で決算をしていない法人	不要											
8	2ヵ年分の確定申告書等の写し	<p>・個人の方</p> <p>・次の区分に応じて提出（確定申告書Bは不要）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青色申告の方</td> <td> <p>申請日直前2ヵ年分の「損益計算書」と「貸借対照表」の写し</p>  </td> </tr> <tr> <td>白色申告の方</td> <td> <p>申請日直前2ヵ年分の「収支内訳書」の写し</p>  </td> </tr> </tbody> </table>	区分	提出書類	青色申告の方	<p>申請日直前2ヵ年分の「損益計算書」と「貸借対照表」の写し</p> 	白色申告の方	<p>申請日直前2ヵ年分の「収支内訳書」の写し</p> 				
区分	提出書類											
青色申告の方	<p>申請日直前2ヵ年分の「損益計算書」と「貸借対照表」の写し</p> 											
白色申告の方	<p>申請日直前2ヵ年分の「収支内訳書」の写し</p> 											

		・例外について	
		区分	提出書類
		2期目の確定申告をしていない方	1期目の確定申告等の写し
		営業期間が1年未満で確定申告をしていない方	不要
9	営業に必要な証明書等の写し	該当する方 申請を行う営業品目について、その営業を行う上で必要な許可等を取得している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日時点で有効なもの ・競争入札参加資格申請受付システムでの本登録の時の「登録を受けている事業」として入力する必要があるため、申請の内容と提出書類に不一致がないこと
10	ISO9000、ISO14000シリーズ登録証	該当する方	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互承認している認定機関が認定した審査登録機関の発行された登録証（申請日時点で有効なもので、初回登録日、更新日（更新している方）又は有効期限が記載されていること） ・登録証が、英語等の日本語以外の言語で表記されている場合は、別途日本語訳の添付が必要（認定機関から日本語訳が発行されていない場合は、申請者が日本語訳を作成し添付）
11	行政書士委任通知書	行政書士に申請の代行を依頼している方	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政書士委任通知書」の様式は以下からダウンロード https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.html ・他の様式での提出は無効
システム	業務実績報告書	役務等の提供を選択 ○前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、富岡市、吉岡町、玉村町、大泉町、邑楽町、群馬東部水道企業団	<ul style="list-style-type: none"> ・電子ファイルで作成し、本登録の際にシステム内指定場所に添付 ・申請する営業品目の大分類ごとの作成 ・申請日直前2年間分の実績（実績がない場合は、「実績なし」と記載） ・「別記様式第1号業務実績報告書」の様式は以下からダウンロード https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.html

※ 各種証明書においては、原本又は写しを提出してください。

※ 各種証明の発行には、発行機関担当部署の申請が必要です。不明点は発行期間担当部署それぞれにお問い合わせください。

※ 各種証明書の発行は、時間に余裕をもって準備してください。

6 吉岡町の個別添付書類の詳細

吉岡町の個別添付書類は、全ての書類をA4サイズにし、以下の順番のとおりにまとめて、ステ
ーブラ等で留めずに提出してください。

順番	個別添付書類名	提出者の条件	注意事項
1	個別添付書類送付票	委任状を提出する方	<ul style="list-style-type: none">・競争入札参加資格申請受付システムでの申請完了時に印刷できます。・本票のみの送付は不要です。
2	委任状	吉岡町との契約等の権限を、代表取締役等の代表者から支店長や営業所長等へ委任する方	<ul style="list-style-type: none">・別記様式第3号「委任状」が指定書式です。・権限を受任できる方は、1名のみです。・委任者は申請受付システムの業者基本情報から記載してください。・受任者は申請受付システムの営業所情報から記載してください。・委任期間は申請日から令和10年3月31日までとなります。・委任者による「社印」は必須です。

※1 各種様式は、吉岡町ホームページで掲載しています。

https://www.town.yoshioka.lg.jp/business/nyusatsu/post_45.html

※2 提出者の条件に合致しており、未提出や異なる様式で提出された場合は、不認定となります。

7 営業品目について

(1) 選択の制限

申請できる営業品目は、次ページ以降の表のとおりです。

営業品目の申請にあたり、大分類は「6品目」まで選択できます。選択した大分類に属する小分類については、選択の制限はありません。

選択していない大分類に属する小分類については、選択することはできません。

(2) 注意事項

➤ 営業品目の変更について

営業品目の変更は受付期間を限定しており、所定の期間以外での随時の追加や変更等はありませんので、入力漏れのないよう御注意ください。

➤ 営業上の許可等について

選択する営業品目について、その営業を行う上で必要な許可等を取得している場合は、本登録の際に、「登録を受けている事業」として入力していただくとともに、各登録官署が発行する証明書等の写しを共通添付書類として提出していただく必要があります。

➤ 指名先の選定に活用します

指名競争入札等の指名先を選定する際に「登録を受けている事業」を参考にすることがありますので、入力漏れのないよう御注意ください。

➤ 営業に必要な許可・登録・届出の例示

「営業に必要な許可・登録・届出の例示」の欄には、その営業を行う上で必要な許可等を例示しているので、参考にしてください。ただし、あくまでも例示であり、例示以外にも許可等が必要な場合があります。

区分	大分類	小分類	営業に必要な許可・登録・届出の例示
物品の製造	印刷	活版印刷	
		グラビア印刷	
		オフセット印刷	
		フォーム印刷	
		封筒	
		製本	
		タイプオフ印刷	
		ダイレクト印刷	
		点字印刷	
		地図・航空写真	地図製作
	図面製作		
	写図		
	航空写真		
	その他の地図・航空写真		

区分	大分類	小分類	営業に必要な許可・登録・届出の例示
物品の販売	事務機器	事務用品	
		鋼製什器	
		事務用家具	
		和洋紙	
		印章	
		OA機器	
		その他の事務機器	
	教育機器	学校教材	
		教育機器	
		保育教材・遊具・玩具	
		教育用家具	
		その他の教育機器	
	書籍	図書	
		雑誌・刊行物	
		映像ソフト	
	理化学医薬・保健機器	理化学機器	
		計測機器	特定計量器販売事業届出
		実験機器	
		測量機器	
		医療機器	高度管理医療機器等販売業許可 管理医療機器等販売業届出
		X線フィルム	
		光学機器	
		介護用機器	
		その他の理化学医薬・保健機器	
		AED	
		薬品	医療用薬品
	医薬品製造販売業許可		
	医薬品販売業許可		
	工業用薬品		毒物劇物販売業登録
	農業用薬品		農薬販売届出
			毒物劇物販売業登録
	動物用薬品		動物用医薬品販売業許可
	ガス類		高圧ガス販売事業届出
	衛生用品		
	その他の薬品		
	電気・通信機器	電気器具	
		放送・通信用機器	
		家電製品	
		家電消耗品	
	産業用機械	産業用機械	
		建設用機械	
		工作用機械	
	農林業用機器	林業用機器	
		農業用機器	
	農林業用用品	種苗	
		肥料	肥料販売業届出

区分	大分類	小分類	営業に必要な許可・登録・届出の例示
		飼料	飼料販売業届出
		園芸資材	
		花き類	
		その他の農林業用用品	
	車両類	自動車	
		二輪車	
		特殊自動車	
		自転車	
		自動車部品	
		タイヤ	
		船舶	
		ぎ装	
		消防用自動車	
		救急用自動車	
		警察用自動車	
		その他緊急自動車	
		軽自動車	
		その他特種用途自動車	
	燃料類	ガソリン・軽油	揮発油販売業登録
			石油販売業届出
		重油	石油販売業届出
		灯油	石油販売業届出
		燃料用ガス	液化石油ガス販売事業登録
			高圧ガス販売事業届出
		薪炭	
	その他の燃料類		
	石油器具		
	厨房機器	調理台	
		流し台・洗面台	
		給湯器	
		調理機器	
		厨房用食器	
		ガス器具	
		その他の厨房機器	
	食料品	食料品	
		お茶	
		学校給食用食材	
	運動用品	運動用具	
		武道用品	
		キャンプ・登山用品	
		運動設備品	
		その他の運動用品	
	音楽用品	楽器・楽譜	
		レコード・音楽CD等	
		その他の音楽用品	
	百貨店	ギフト製品・百貨	
	繊維製品	制服	
作業服・事務服			

区分	大分類	小分類	営業に必要な許可・登録・届出の例示
		白衣	
		寝具類	
		帽子	
		その他の繊維製品	
	室内装飾品	カーテン	
		じゅうたん	
		ブラインド	
		椅子カバー	
		どん帳	
		暗幕	
		テント	
		シート類	
		家具類	
		木工製品製造	
		その他の室内装飾品	
		写真	写真機
	撮影機		
	映写機		
	フィルム		
	写真材料		
	DPE		
	マイクロ写真機		
	青焼き		
	カラーコピー		
	記念品・時計	記章	
		カップ・トロフィー・盾	
		記念品	
		時計	
		貴金属	
	荒物雑貨	旗	
		家庭金物	
		荒物	
		雑貨類	
		手芸用品	
		かばん	
		ゴム・ビニール製品	
		陶磁器	
		作業靴	
		皮革製品	
		洗面・衛生用品	
	看板・展示品	看板・掲示板	
		横断幕	
模型			
ステッカー類			
道路標識	道路標識		
	カーブミラー		
	バリケード		
	保安灯		

区分	大分類	小分類	営業に必要な許可・登録・届出の例示
	工事用材料	アスファルトコンクリート	
		木材	
		建築金物	
		工具	
		塗料	
		生コン・セメント	
		砕石・砂利	採石業登録 砂利採取業登録
		仮設資材	
		電線	
		その他の工事用材料	
		コンクリート製品	ヒューム管
	パイプ		
	道路・下水道用品		
	陶管		
	PC板		
	ブロック		
	その他のコンクリート製品		
	鉄鋼・非鉄鋼製品	鋼材	
		鋼管	
		ガードレール	
		パイプ	
		鉄蓋	
		鋳鉄品	
		鉛管	
		ビニール管	
		その他の鉄鋼・非鉄鋼製品	
	警察・消防用品	鑑識用機材	
		警察用品	
		防災用品	
		消防ポンプ	
		ホース	
		消火器・消火器薬剤	
		救急用機器	
		消防用機器	
		消防用被服	
		その他の警察・消防用品	
		備蓄食料	
	水道用品	水道用特殊部品	
		水処理薬剤	毒物劇物販売業登録
		資材	
		その他の水道用品	
水道メーター			
特殊物品	清掃工場用物品		
	選挙用品		
	斎場用物品		
	美術品	古物商許可	
	ペット用品		

区分	大分類	小分類	営業に必要な許可・登録・届出の例示	
		大型遊具		
		その他の特殊物品		
	電力	電力（販売）	小売電気事業登録	
	その他の物品	上記のいずれにも属さない物品		
役務等の提供	清掃	建物清掃	建築物清掃業登録 建築物環境衛生総合管理業登録	
		貯水槽・高架水槽の清掃	建築物飲料水貯水槽清掃業登録	
		除草	一般廃棄物収集運搬業許可	
		樹木せん定	一般廃棄物収集運搬業許可	
		管渠清掃	産業廃棄物収集運搬業許可	
		道路・水路清掃	産業廃棄物収集運搬業許可	
		下水道維持・管理	下水道処理施設維持管理業者登録	
		その他の清掃		
		浄化槽清掃	浄化槽清掃業許可	
		沈殿槽・分離槽清掃		
		除雪		
		警備・受付・案内	有人警備	警備業認定
			交通誘導	警備業認定
	機械警備		警備業認定 機械警備業務届出	
	プール監視		警備業認定	
	施設受付・案内			
	コールセンター・電話交換			
	消毒・害虫駆除	ねずみ・蜂類等	建築物ねずみ昆虫等防除業登録	
		シロアリ		
		くん蒸		
		その他の消毒・害虫駆除		
		松くい虫		
	保守管理	施設管理		
		施設・設備運転管理		
		駐車場管理		
		道路等管理		
		電気設備		
		通信・放送設備		
		舞台装置		
		昇降機		
		その他の機械設備		
		空調・衛生設備		
消防・防災設備				
事務用機器				
遊具・体育器具				
その他の保守管理				
浄化槽管理		浄化槽保守点検業登録		
自動ドア				

区分	大分類	小分類	営業に必要な許可・登録・届出の例示
		医療機器	医療機器修理業許可
		シャッター設備	
	クリーニング	クリーニング・ランドリー	クリーニング所届出
		リネンサプライ	クリーニング所届出
		寝具丸洗い・乾燥・消毒	クリーニング所届出
	廃棄物処理	一般廃棄物収集運搬	一般廃棄物収集運搬業許可
		一般廃棄物処分	一般廃棄物処分業許可
		産業廃棄物収集運搬	産業廃棄物収集運搬業許可
		産業廃棄物処分	産業廃棄物処分業許可
		特別管理産業廃棄物収集運搬	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
		特別管理産業廃棄物処分	特別管理産業廃棄物処分業許可
		その他の廃棄物処理	
	運搬業務	旅客運送	旅客自動車運送事業許可
		貨物運送	貨物自動車運送事業許可
			貨物軽自動車運送事業届出
		旅行企画	旅行業登録
			旅行業者代理業登録
		倉庫	倉庫業登録
		その他の運搬業務	
	美術品運搬	貨物自動車運送事業許可	
		貨物軽自動車運送事業届出	
	情報処理	システム開発・保守	
		データ作成・入力	
		その他の情報処理	
	検査・分析・調査	環境関係調査	
		環境計量証明	計量証明事業登録
		世論調査	
		市場調査	
		交通調査	
		地域計画調査	
		調査・研究（シンクタンク）	
		測量	測量業登録
その他の検査・分析・調査			
文化財調査			
アンケート調査			
漏水調査			
財務分析			
イベント・企画・デザイン・制作	イベントの企画・運営		
	会場設営・撤収		
	デザイン		
	ビデオ作製		
	番組の企画・制作		
	映像音響ソフト制作		
	ホームページ制作		
	広告代理	屋外広告業登録	
	看板標識作製・設置	屋外広告業登録	

区分	大分類	小分類	営業に必要な許可・登録・届出の例示
		写真・マイクロフィルム	
		その他のイベント・企画・デザイン・制作	
		文化財等複製製作	
	研修・講習	研修・講習	
	事務処理	筆耕等事務補助	
		不動産関係事務・業務	不動産鑑定業登録
		その他の事務処理	
		速記	
		議事録調製業務	
		封入封かん業務	
	人材派遣	労働者派遣	労働者派遣事業許可
	リース・レンタル	事務用機器（リース）	
		情報機器（リース）	
		産業・建設機器（リース）	
		医療機器（リース）	高度管理医療機器等賃貸業許可 管理医療機器賃貸業届出
		ボイラー機器（リース）	
		電算システム（リース）	
		自動車（リース）	
		イベント用品（リース）	
		動植物（リース）	動物取扱業登録
		その他（リース）	
		事務用機器（レンタル）	
		情報機器（レンタル）	
		産業・建設機器（レンタル）	
		医療機器（レンタル）	高度管理医療機器等賃貸業許可 管理医療機器賃貸業届出
		ボイラー機器（レンタル）	
		電算システム（レンタル）	
		自動車（レンタル）	自家用自動車有償貸渡業許可
		イベント用品（レンタル）	
		動植物（レンタル）	動物取扱業登録
		その他（レンタル）	
	医療福祉	福祉サービス業務	
		給食サービス業務	
		検診・予防接種・各種医療検査	衛生検査所登録
		その他の医療福祉	
	車両整備	自動車整備	自動車分解整備事業認証
		機械整備	
	その他	ピアノの調律	
		畳関係	
		その他の業務	
自動車保険		損害保険業免許	

区分	大分類	小分類	営業に必要な許可・登録・届出の例示		
			損害保険代理店登録		
		損害保険	損害保険業免許 損害保険代理店登録		
		森林整備			
		料金徴収			
		翻訳			
		通訳			
		再生資源化	再生資源化		
		物品の購入	資源回収	鉄くず	
				非鉄金属くず	
				古紙	
ビン類					
ペットボトル					
古物	古物商許可				
火葬残骨灰					
その他の資源回収					
自転車	古物商許可				
電気・電子機器					
自動車	古物商許可				
電力	電力（購入）				

8 変更の手続き

吉岡町の入札参加資格審査申請を行った後に、申請内容に変更が生じた場合は「ぐんま電子入札共同システム（競争入札参加資格申請受付システム）」により登録内容の変更を行ってください。

変更内容によっては、書類提出が必要となります。その場合は、システムによる変更終了後、速やかに必要書類を提出してください。

(1) 変更の受付開始

変更の受付は令和8年4月1日から開始します。

(2) システムによる変更登録

インターネットから、ぐんま電子入札共同システムポータルサイトにアクセスし、競争入札参加資格申請受付システムから申請データの修正を行います。

なお、ポータルサイト (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>) には、登録内容の変更に関する詳細な情報が今後掲載されますので、御確認ください。

(3) 書類の提出

ア 書類の提出が必要となる場合

書類の提出が必要となる場合を次の表に示します。

表に記載のない場合は、書類の提出は不要です。

	変更内容	共通添付書類	個別添付書類
1	代表者を変更した場合、商号又は名称が変更になった場合	①登記事項証明書	委任状 ※既に契約等の権限を代理人に委任している場合に必要となります。
2	本店所在地を変更した場合	①登記事項証明書 ②納税証明書【群馬県税】 ③納税証明書【市町村税】 ※②は、本店等の所在地が群馬県以外の都道府県から群馬県に移転した場合のみ提出が必要です。群馬県以外の都道府県から群馬県以外の都道府県に移転した場合は、提出不要です。 ※③は、群馬県以外の参加団体にも申請している場合に、必要となる場合があります。	委任状 ※既に契約等の権限を代理人に委任している場合に必要となります。
3	委任する営業所の代表者を変更した場合又は名称が変更になった場合	提出は不要です。	委任状

4	委任する営業所の所在地を変更した場合又は新たに委任する営業所を追加する場合	<p>①納税証明書【群馬県税】</p> <p>②納税証明書【市町村税】</p> <p>※①は、委任先営業所の所在地が、群馬県以^{例1}と、新たに追加する委任先営業所が群馬県に所在するとき^{例2}に提出が必要です。^{例3}のような場合は、既に納税証明書を提出していただいているので、提出不要です。</p> <p>^{例1}本店が東京都で委任先営業所を埼玉県から群馬県の営業所に変更した。</p> <p>^{例2}本店が東京都で新たに群馬県内の営業所を委任先営業所とした。</p> <p>^{例3}本店が東京都で群馬県高崎市の営業所を委任先営業所に指定していたが、群馬県太田市にある営業所に委任先を変更した。</p> <p>※②は、群馬県以外の参加団体にも申請している場合に、必要となる場合があります。</p>	委任状
5	営業品目を追加する場合	<p>営業に必要な証明書等（写）</p> <p>※追加する営業品目について、その営業を行う上で必要な許可等を取得している場合に必要となります。</p> <p>※営業品目の追加は、受付期間を限定しております。</p> <p>追加できる期間については、別途「ぐんま電子入札共同システムポータルサイト」で御案内いたします。</p>	提出は不要です。

イ 書類の提出方法等

	共通添付書類	個別添付書類
綴り方	証明書等の原本以外の書類をA4サイズにし、次の順序にまとめ、左上一カ所をステープラ等で留めて提出	必要書類をA4サイズにして、 <u>ステープラ</u> 等で留めずに提出
提出先	〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1 群馬県県土整備部建設企画課内 群馬県CALS/EC市町村推進協議会	〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田 560 吉岡町企画財政課財政室契約管財係
提出方法	<u>必ず、簡易書留により郵送</u> ※窓口受付は行っていません。	<u>必ず、簡易書留により郵送</u> ※受領証等の返送は行っていません。

9 お問い合わせ先・リンク集

入札参加資格審査申請及び入札参加資格審査申請事項の変更に関するお問い合わせは、次の表のとおり、お問い合わせ内容に応じたお問い合わせ先に御連絡ください。

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
このしおりの内容に関するお問い合わせ	お問い合わせ先 吉岡町企画財政課財政室契約管財係 電話 番号 0279-54-3111 (内線154)
吉岡町の個別添付書類に関するお問い合わせ	受付 時間 9:00~12:00及び13:00~17:00 (土、日、祝日、12月29日から1月3日を除く。)
電子申請の方法(システムの利用方法)に関するお問い合わせ	お問い合わせ先 ヘルプデスク 電話 番号 0120-511-306 (フリーダイヤル) 受付 時間 9:00~12:00及び13:00~17:00 (土、日、祝日、12月29日から1月3日を除く。)
共通添付書類に関するお問い合わせ	詳細は、以下のURLを参照してください。 https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/inquiry.html
吉岡町以外の団体への申請に係る個別添付書類に関するお問い合わせ	各団体の窓口に直接お問合せください。 各団体の窓口は、ぐんま電子入札共同システムポータルサイトの「参加団体等へのリンク」から御確認いただけます。 https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/hp_link.html

- ぐんま電子入札共同システム ポータルサイ
<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>
- ぐんま電子入札共同システム 入札参加資格申請の受付について
<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Application/index.html>
- ぐんま電子入札共同システム 参加団体等へのリンク集
https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/hp_link.html
- よくある質問
<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/FAQ/index.html>
- 吉岡町の定期申請のページ
https://www.town.yoshioka.gunma.jp/business/nyusatsu/post_131.html
- 吉岡町のホームページ
<https://www.town.yoshioka.gunma.jp/>